

# 道路占用料単価表(参考資料)

(単位:円)

(※)令和7年度のみ適用する激変緩和措置による単価  
(記載のない箇所は激変緩和措置なし)

占用物件		単位	占用料単価			
			現行単価	令和7年度 改正後	(※)	
法第32条第1項第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	本/年	3,080	<u>3,170</u>		
	第2種電柱		4,730	<u>4,870</u>		
	第3種電柱		6,380	<u>6,570</u>		
	第1種電話柱		2,750	<u>2,830</u>		
	第2種電話柱		4,400	<u>4,530</u>		
	第3種電話柱		6,050	<u>6,230</u>		
	その他の柱類		270	<u>280</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類	m/年	27	<u>28</u>		
	地下に設ける電線その他の線類		16	<u>17</u>		
	路上に設ける変圧器	個/年	2,690	<u>2,770</u>		
	地下に設ける変圧器	㎡/年	1,650	<u>1,700</u>		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 所	個/年	5,500	<u>5,670</u>		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2,310	<u>2,380</u>		
	広告塔	㎡/年	14,550	<u>19,200</u>	<u>17,460</u>	
その他のもの	5,500		<u>5,670</u>			
法第32条第1項第2号に掲げる 物件	外径が0.07m未満のもの	m/年	110	110		
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		160	<u>170</u>		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		300	300		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		400	400		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		600	600		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		660	<u>680</u>		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		1,150	<u>1,190</u>		
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		1,650	<u>1,700</u>		
	外径が1メートル以上のもの		3,300	<u>3,400</u>		
法第32条第1項第3号に掲げる施設		㎡/年	5,500	<u>5,670</u>		
法第32条第1項第4号に掲げる施設		㎡/年	5,500	<u>5,670</u>		
法第32条第1項第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	㎡/年	$A \times 0.004$	$A \times 0.004$	
		階数が2のもの		$A \times 0.006$	$A \times 0.006$	
		階数が3以上のもの		$A \times 0.008$	$A \times 0.008$	
	上空に設ける通路	7,270		<u>9,600</u>	<u>8,720</u>	
	地下に設ける通路	4,360		<u>5,760</u>	<u>5,230</u>	
その他のもの	5,500	<u>6,450</u>				
法第32条第1項第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	㎡/日	140	<u>190</u>	<u>160</u>	
	商品置場その他これに類するもの	㎡/年	14,550	<u>19,200</u>	<u>17,460</u>	

# 道路占用料単価表(参考資料)

(単位:円)

(※)令和7年度のみ適用する激変緩和措置による単価  
(記載のない箇所は激変緩和措置なし)

占用物件		単位	占用料単価			
			現行単価	令和7年度 改正後	(※)	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く)	㎡/年	14,550	<u>19,200</u>	<u>17,460</u>	
	標識	個/年	4,400	<u>4,530</u>		
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	㎡又は本/年	140	<u>190</u>	<u>160</u>
		その他のもの	㎡又は本/年	14,550	<u>19,200</u>	<u>17,460</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	基/年	145,590	<u>192,040</u>	<u>174,700</u>
		その他のもの	基/年	72,790	<u>96,020</u>	<u>87,340</u>
令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光、風力発電等	㎡/年	—	<u>5,670</u>		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲、足場、詰所その他の工事用施設、危険防止施設及び工事用材料置場	㎡/年	14,550	<u>19,200</u>	<u>17,460</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		㎡/年	5,500	<u>5,670</u>		
令7条第12号に掲げる器具 ※車両止め装置		㎡/年	A × 0.024	<u>A × 0.024</u>		

・表中のアルファベットについて

A・・・近傍類似の土地の時価を表す。

・電柱・電話柱について

第一種・・・3条以下の電線を支持するもの。

第二種・・・4条または5条の電線を支持するもの。

第三種・・・6条以上の電線を支持するもの。

・法第32条第1項

第一号・・・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、  
広告塔その他これらに類する工作物。

第二号・・・水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件。

第三号・・・鉄道、軌道その他これらに類する施設。

第四号・・・歩廊、雪よけその他これらに類する施設。

第五号・・・地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設。

第六号・・・露店、商品置場その他これらに類する施設。

第七号・・・道路法施行令第七条に定められたもの。

# 道路占用料単価表(案)(減免看板)

(単位:円)

(※1) 令和7年度のみ適用する激変緩和措置による単価  
 (※2) 令和8年度のみ適用する激変緩和措置による単価  
 (記載のない箇所は激変緩和措置なし)

占用物件		単位	減免後の徴収単価			
			現行単価	令和7年度 改正後	(※1)	(※2)
電柱広告	添架	個/年	4,940	<u>6,990</u>	<u>5,920</u>	
	巻付	個/年	2,180	<u>3,150</u>	<u>2,610</u>	<u>3,130</u>
消火栓標識広告・バス停留所標識広告		個/年	2,910	<u>4,600</u>	<u>3,490</u>	<u>4,180</u>